

佐世保市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

1 雑誌スポンサー募集の目的

佐世保市立図書館（以下「図書館」といいます。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、節減された雑誌購入費を新たな図書館資料費に充当することにより、図書館サービスの更なる向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに図書館用雑誌の購入代金を負担し提供していただき、その雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架します。提供された雑誌には、最新号カバー表面にスポンサー名をカバー裏面に広告を掲載することができます。

なお、雑誌の調達に係る手続きは図書館が行います。図書館へ納入された雑誌は図書館の所有となります。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

- (1) 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他館長が適当であると認める者を対象とし、個人は対象としません。
- (2) 雑誌スポンサーが、「佐世保市広告掲載基準」第4条に該当する業種又は事業者もしくは暴力団関係者等である場合及び市町村税に滞納がある場合は対象としません。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。
- (3) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、「佐世保市広告事業実施要綱」第3条、「佐世保市広告掲載基準」第5条に該当するものは対象としません。

4 雑誌の選定

図書館が作成した「雑誌一覧表」から選択していただきます。

5 広告規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示します。添付位置は、雑誌カバーの中央より下部とし、図書館でサイズ・位置等を決定することとします。
- (2) 最新号カバー裏面に広告を掲示することができます。広告は片面印刷のものとし、大きさは最大で選択した雑誌の大きさとし、なお、広告は雑誌スポンサーが作成してください。
- (3) 佐世保市立図書館ホームページ及び図書館だより並びに佐世保市ホームページで「雑誌スポンサー制度提供団体一覧」として紹介します。

(4) 広告の内容は、随時変更できるものとし、広告内容変更申込書（第3号様式）を変更しようとする1月前までに提出するものとします。

(5) 雑誌の配架位置は、図書館が決定します。

6 広告の期間

広告の期間は、原則として5月1日から翌年3月31日までとし、年度途中からの申込みは受け付けないものとします。ただし、広告の開始は、支払確認後とします。

7 申込みの受付

申込みは、1月4日（休館日の場合は次の開館日）から2月末日必着（休館日の場合は次の開館日）までとします。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込みがあった場合は、広告の内容を含め図書館内に設置する審査会において審査を実施します（広告内容の変更も同様に審査を行います）。

9 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し資料を貼付して、図書館に持参、電子メール、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

10 覚書の締結

雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書（第2号様式）を締結します。

同一雑誌に複数の申し込みがあった場合は、抽選になります。また、次年度も引き続き雑誌スポンサーとして契約する場合は、雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）を申込期限内に再提出するものとします。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払ください。

(1) 支払いは一括先払いとし、価格変動等による過不足が生じた場合は年度末に納入業者との間で精算していただきます。

(2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

(3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌の提供又は提供の中止、どちらかを選んでいただきます。その際、購入代金の精算については、納入業者との間で行ってください。

12 中止届

雑誌の提供を中止する場合は、雑誌スポンサー制度中止届（第4号様式）を中止しようとする日の1月前までに提出してください。

その際、購入代金の精算については、納入業者との間で行ってください。